不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td>会議室の利用許可の取消し等</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>教育総務部中央図書館奉仕係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市立図書館規則第９条
館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、会議室の利用許可を変更し、停止し、又は取り消すことができる。
⑴　利用者がこの規則に違反したとき。
⑵　災害その他の事故により会議室の利用ができなくなったとき。
⑶　館長が図書館運営上特に必要があると認めたとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>利用許可を変更し、停止し、又は取り消す場合を例示すると次のとおりである。
⑴　営利目的で利用する場合
⑵　飲食を目的として利用する場合
⑶　地震、台風等の災害その他事故により会議室が使用できない状態になった場合</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td>新座市立図書館会議室利用申請事務取扱要領</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成３１年４月１日最終変更）</td></tr>
</table>